

中札内きらきら保育園における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための危機管理ステージ〔概要版Ⅰ〕

ステージ	状況	判断となる基準		中札内きらきら保育園			子育て支援センター			
		開始（格上げ）の目安	解除（格下げ）の目安	園児の登園	具体例	保育・行事	支援業務	一時保育		
5	非常事態	①園児が感染 ②職員が感染 ※発症2日前から登園していない場合はステージ3	①発症後14日を経過するまで ②休園後7日を経過し、二次感染、感染拡大の恐れがないと判断した場合はステージ3	①臨時休園とし、すべての園児の 登園を禁止 する。	①例外なく全員	①この間全ての保育・行事を中止 ②再開後も当面の間行事を中止 ③給食の停止	中止	中止		
4	緊急事態	①園児が濃厚接触者 ②職員が濃厚接触者 ※感染者が発症した2日前から、当該濃厚接触者が登園していない場合はステージ3	①濃厚接触者の経過観察が終了 ②休園後、感染拡大の恐れがないと判断した場合はステージ3	①臨時休園を基本とし、医療従事者や社会機能維持するため就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで 仕事を休むことが困難な方 は登園を認める。	①別紙に定める医療、社会福祉施設に直接従事する者 ②休業要請がある業種、職場から自宅待機の要請を受けた者を除く。	①この間全ての保育・行事を中止 ②再開後は当面の間行事の中止・延長を検討 ③給食の停止、弁当持参	中止	中止		
3	制限・大	①村内に感染者 ②近隣市町村に感染者 ③十勝管内に複数の感染者（感染拡大の恐れがない場合はステージ2）	①感染者の経過観察が終了 ②二次感染、感染拡大の恐れがない場合	①登園自粛要請 【家族で都合をつけ、できる限り登園を控える。】	①保護者間で仕事を調整 ②祖父母や親戚に預ける ③職場へ連れていく ④テレワークで在宅勤務	①行事の延期又は中止の検討 ②毎日の保育内容の大幅見直し	電話相談業務のみ	中止		
2	制限・中	①国、道の緊急事態宣言 ②十勝管内に感染者（感染拡大の恐れがない場合はステージ1）	①緊急事態宣言の解除 ②感染者の経過観察が終了又は二次感染、感染拡大の恐れがない場合	①一定期間、感染予防のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者は登園を控える。 【無理して仕事を休む必要はありません。】	①教育標準時間の方 ②休暇取得が可能な方 ③休業要請により休業している方	①行事の縮小、延期又は中止の検討 ②午睡時園児の間隔は1m以上	電話相談業務のみ	一部受入 ・仕事 ・通院		
1	制限・小	①園長が必要と認めたとき ②国内、道内の蔓延	①園長が必要と認める期間（令和3年3月31日まで） ②国、道の安全宣言 ③ワクチン、治療薬の開発	①毎朝健康観察カードの提出 ②園児又は同居家族に風邪症状がある場合は 登園禁止 ③園児の送迎は玄関で受け渡し、玄関で手指消毒、送迎者はマスクの着用（マスクは代替品可）	①全員登園可能 ②保護者の立入制限 ③具体的な風邪症状は別紙のとおり	①行事の縮小・延期の検討 ②園児全員が集まり、リスク回避できない行事は中止 ③保育中は定期的に換気	午前受入 午後閉鎖	通常どおり		
0	通常	通常どおり	通常どおり	◎ステージ1から通常に戻っても、当分の間制限を継続します。 ◎ステージ1であっても段階的に制限を解除する場合があります。					※利用者又は同居家族に風邪症状がある場合は 利用禁止	

※ステージの変更は、北海道及び各関係機関と協議のうえ、総合的に判断し決定します。

中札内きらきら保育園における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための危機管理ステージ〔概要版Ⅱ〕

ステージ	状況	判断となる基準		職 員			来訪者		
		開始（格上げ）の目安	解除（格下げ）の目安	会議	勤務体制	行動制限	入園時面接	保育園見学	実習受け入れ
5	非常事態	①園児が感染 ②職員が感染 ※発症2日前から登園していない場合はステージ3	①発症後14日を経過するまで ②休園後7日を経過し、二次感染、感染拡大の恐れがないと判断した場合はステージ3	①非接触会議 ・オンライン会議	①保育園を完全閉鎖し 出勤禁止	①自宅待機 ・外出は散歩やジョギングの運動、生活必需品の買い物、通院等は可	①ステージ2になるまで延期	中止	中止
4	緊急事態	①園児が濃厚接触者 ②職員が濃厚接触者 ※感染者が発症した2日前から、当該濃厚接触者が登園していない場合はステージ3	①濃厚接触者の経過観察が終了 ②休園後、感染拡大の恐れがないと判断した場合はステージ3	①職員間はSNSを主体としたオンライン会議 ②中止又は延期	①保安要員のみ出勤 ②濃厚接触者と濃厚接触の疑いがある者は自宅待機	①保安要員以外自宅待機 ②濃厚接触者は自宅待機 ③不要不急の外出禁止 ・外出は散歩やジョギングの運動、生活必需品の買い物、通院等は可	①ステージ2になるまで延期	中止	中止
3	制限・大	①村内に感染者 ②近隣市町村に感染者 ③十勝管内に複数の感染者（感染拡大の恐れがない場合はステージ2）	①感染者の経過観察が終了 ②二次感染、感染拡大の恐れがない場合	①中止又は延期 ②換気のできる会場で2m以上間隔を開け10人以下 ③30分以内	①有給休暇を利用した自宅待機を励行 ②パートは休業要請	①十勝管外への旅行自粛 ※旅行は、帰省、観光、出張、買物、通院等自宅から離れること全てを指し、訪問、立寄、乗降のある停車、乗換等全てを含みます。	①ステージ2になるまで延期 ②保育園以外の換気のできる会場を使った面接	中止	中止
2	制限・中	①国、道の緊急事態宣言 ②十勝管内に感染者（感染拡大の恐れがない場合はステージ1）	①緊急事態宣言の解除 ②感染者の経過観察が終了又は二次感染、感染拡大の恐れがない場合	①換気のできる会場で1m以上間隔を開け20人以下 ②60分以内	①有給休暇を利用した自宅待機を奨励 ②学校が臨時休業の場合のいる職員には特別休暇	①緊急事態宣言地域への旅行自粛 ②園長が指定する感染拡大地域への旅行自粛 ・いずれも帰宅後14日間自宅待機 ①感染が拡大傾向にある地域への旅行については、出来るだけ回避	①換気のできる部屋で2m以上間隔を空け面接 ②60分以内	①風邪の症状がある者は 受入不可 ②1施設1名まで ③同時受入2名まで	中止又はステージ1になるまで延期
1	制限・小	①園長が必要と認めたとき ②国内、道内の蔓延	①園長が必要と認める期間（令和3年3月31日まで） ②国、道の安全宣言 ③ワクチン、治療薬の開発	①時間短縮 ②換気のできる会場で1m以上間隔を開ける ③規模が大きい場合は紙面会議又は代表者会議	①職員のマスク着用 ②職員又は同居家族に風邪症状がある場合は 出勤禁止	②外出時は3密の回避 (1)社会的距離の確保（2m以上） (2)マスク着用 (3)密閉空間を避ける ③手洗い・手指消毒 ④感染症対策を実施している施設利用の推奨	①換気のできる部屋で2m以上間隔を空け面接 ②換気のできない部屋で面接する場合はついたてを使用 ③60分以内	①風邪の症状がある者は 受入不可 ②1施設2名まで	①風邪の症状がある者は 受入不可 ②同時受入2名まで
0	通常	通常どおり	通常どおり	<p>◎ステージ1から通常に戻っても、当分の間制限を継続します。 ◎ステージ1であっても段階的に制限を解除する場合があります。</p>					

※ステージの変更は、北海道及び各関係機関と協議のうえ、総合的に判断し決定します。